認知症対応型共同生活介護・浴風会グループホームひまわり

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 ホーム概要

ホ	<u> </u>		ム	名	浴風会グループホームひまわり
所		在		地	東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号
事	業者	指	定番	号	1 3 7 1 5 0 1 7 4 1
責	任		者	名	阿部 真也
電	話		番	号	0 3 - 3 3 3 4 - 2 6 1 7
F	A	X	番	号	0 3 - 3 3 3 4 - 2 6 3 7
メ	ール	ア	ドレ	ス	himawari@yokufuukai.or.jp
開	設	年	月	日	平成14年4月1日
定				員	1ユニット9名、2ユニット 計18名
					構造:鉄筋コンクリート造、地上6階地下1階の6階部分
建	物		概	要	屋上庭園
建	190		邩儿	女	延床面積:11,500㎡の内の945.38㎡
					柵の高さ 最低121cm 最高153cm
					全室個室。1ユニット9室、計18室
居	R 安		概	要	各室に洗面台、照明器具、押し入れ、TVアンテナ、ケアコー
占	書 室		邩儿	女	ルを整備
					トイレ、浴室、台所、リビングは共用

2 ホームの目的

認知症によって自立した生活が困難になられたご利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して、安心と尊厳のある生活を自らの力で営むことができるよう支援することを目的とします。

3 ホームの運営方針

- (1)ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画に基づいたサービスを提供します。
- (2) ご利用者が豊かな日常生活をおくれるよう、ご利用者の心身状況に応じた介護サービスを提供します。
- (3)「ご利用者自らが選び、決めることのできる生活の場」として、個性やその人らしい持ち味を発揮しながら、主体的な尊厳のある暮らしが実現できるよう努めます。身体拘束は行いません。
- (4)ご利用者が食事づくりや家事、外出や散歩、買い物、余暇活動や小旅行といった普通の生活の営みを自然に行えるように努めます。

- (5) ご利用者のご家族や知人、地域住民等が気軽に来訪し、交流できるように努めます。
- (6)ご利用者及びご家族等に対し、常にサービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- (7) 常に提供したサービスの質の管理、評価を行い、サービスの一層の向上に努めます。

4 職員体制(主たる職員)

		常	勤 非常		勤		研修会受講等	
職員の職種	員数	専従	兼務	専従	兼務	保有資格	内容	
ホーム長	1	1				介護福祉士	認知症対応型サービス 事業管理者研修等	
計画作成担当者	2		2			介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実践 者研修	
ケアワーカー	1 6	2	2	1 2		介護福祉士 等		

5 勤務体制 2ユニット

昼間の体制	早出日勤	$8:30 \sim 17:15$ $8:45 \sim 17:30$	各ユニット2~3名で勤務
	建山	$10:30\sim19:15$	
夜間の体制	夜勤	$16:30\sim 9:30$	各ユニット1名で勤務

6 サービスの内容

項目	内容
認知症対応型共同生活介護計画	ご利用者、ご家族の要望を反映した介護計画を立案して、計画に沿ったサービスを提供します。 ① 立案に当たっては、ご利用者の有する能力を生かした自立支援を目指します。 ② ご利用者、ご家族参加のもとにサービス担当者会議を開催しご同意を得て介護計画を決定します。 介護計画は、適切に実施状況を確認して、ご利用者の状態により必要に応じて随時見直します。
食事	食事時間は、一律には決めません。 買い物、食事作りはご利用者が行うことを基本とします。職員 はご利用者の希望を尊重しながら、食事作りを支援します。 時には、外食や出前を取り入れます。 栄養のバランスについては、献立記録、食事摂取量の記録を もとに、第三南陽園管理栄養士からアドバイスを受けます。
排 泄	ご利用者の排泄状況を観察し、排泄の自立に向けて支援します。 また、失禁等がある場合は、ご利用者の状況に合わせて支援、 介助します。

入浴 (清拭)	毎日入浴できる環境を用意します。入浴日や時間は特に決めず に、ご利用者の希望を尊重し、入浴状況を確認したうえで適宜 誘導・支援します。 身体的な理由で入浴ができない場合は、清拭を行います。
更衣	起床時、就寝時、入浴後、外出等の着替えを支援、介助します。
整容	個々のご利用者の状況に合わせて、身だしなみ等身の回りの 支援をします。
そ の 他 日常生活上の 世 話	日々のリネン交換、洗濯、居室および室内共用部分の清掃等は、 ご利用者の能力を引き出しながら、援助が必要な部分に対して 支援します。
日常生活の 中での 機能訓練	家事や散歩等を日常生活を通して行うことにより、生活機能の 維持、開発に努めます。また、心身機能の維持開発のために、 生活の中にガーデニングや各種セラピーを取り入れます。
健 康 管 理	協力医療機関である、浴風会病院との連携のもとで健康管理を 行います。 体重測定(1回/月)、血圧測定(1回/週)をします。 内服薬がある場合は、服薬管理を行います。 杉並区区民健康診査(1回/年)を受けることを支援します。
緊急時の対応	重篤な体調の変化、緊急の場合はご家族またはご利用者代理人 が定めた緊急連絡先に連絡いたします。また、必要に応じて、 生命、身体、健康の保護のため必要な処置を行います。
相 談 援 助	ご利用者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じます。

7 利用料金

利用料金は、家賃、食費、水道光熱費、共益費及び介護保険負担割合証に示された負担割合相当分の基本サービス利用料、加算利用料の合計額で、契約書別紙のとおりとなります。

なお、家賃等を変更した場合、または介護保険の給付額に変更があった場合は、 変更された額にあわせて契約書別紙を更改させていただきます。

8 日課および行事

(1) 日課

一日の過ごし方の目安はありますが、一律のスケジュールを決めるわけではありません。ご利用者の意思を尊重し、ご利用者の介護計画にもとづいた支援をします。

(2) 年中行事

年中行事を大事にし、ご利用者の意思を尊重しながら行います。

(3) その他

各趣味活動、地域の行事への参加、理美容院への外出、ご家族等や地域の方々との交流を目的にしたホームパーティ等を行います。

〈一日の過ごし方の目安〉

6:00 ~ 11:00	起床、洗面、更衣 朝食準備(朝食作り) 朝食 歯磨き 掃除、洗濯、買い物 散歩、団欒等 入浴	余暇活動 ・ガーデニング ・地域の行事への参加 ・各自の趣味活動 ・その他	早出 (8:30~17:15) 日勤 (8:45~17:30)
1 1 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	昼食準備(昼食作り) 昼食 歯磨き 買い物、散歩、団欒等 入浴	理美容院への外出 外来受診	遅出 (10:30~19:15)
16:00 ~ 21:00	夕食準備(夕食作り) 夕食 歯磨き 団欒		夜勤
21:30	就寝準備就寝		(16:30~ 翌9:30)

[※]職員の勤務時間は、ご利用者の生活時間によって変更することがあります。

9 ホーム利用にあたっての留意事項

147141 02	たってが田心中気
共同生活住居の 使 用 *共有部分 *居 室	 共用部分について ・共同生活住居内の設備、備品等は、大切にご利用ください。 故意に破損した場合は、賠償していただきます。 ・共用部分にご利用者個人だけが使用する品物等の持ち込みについては、ご遠慮いただきます。ただし、利用者の生活上支障がある場合はご相談ください。 居室について ・居室は個人の空間です。ご利用者の生活に合わせて空間を整えてご使用ください。 ・ご利用者個人が必要な家具や仏壇、調度品等の持ち込みは自由です。ただし、居室の許容量を超えるものについては、制限させていただくことがあります。 ・新聞、雑誌の購読、電話の設置が可能です。 ・ご利用者の状況に合わせた居室の改造や手摺等の設置は可能ですが、その内容については、別途協議させていただきます。
所 持 品	・ご利用者の所持金は、現金のみでお小遣い程度です。これは、自己管理していただきます。
所 持 金	・これ以外の、所持品や所持金等の紛失・盗難等について施設は一切責任を負いません。

面 会	 ・21時以降の面会は他のご利用者の迷惑になりますので、ご遠慮いただきます。面会時は、職員にお知らせください。ご利用者の不利益になると考えられる場合は、お断りすることもあります。 ・ご家族等の居室への宿泊は可能です。宿泊をする時は、あらかじめ職員に届けていただきます。 ・食事をする場合は実費をいただきます。
外出·外泊	・外出時間は、他のご利用者の迷惑になりますので、21時までとさせていただきます。・外出・外泊をする場合は外出・外泊届を提出していただきます。・単独での外出・外泊は、介護計画にもとづいて行います。
衣類・寝具類の洗濯・交換	・日常の衣類やリネン類の洗濯は、職員が支援し、ご利用者が行います。・季節ごとの衣類、リネン、寝具類の洗濯や交換は、ご家族にお願いいたします。
飲酒	・飲酒は自由です。ただし、健康上の理由や他者への迷惑行為等で制限させていただく場合があります。
喫煙	・決められた喫煙場所で喫煙をしていただきます。
宗 教 活 動	・宗教活動はご利用者の自由ですが、他者への押しつけや勧誘、 迷惑になる行為等はおやめください。
~ "	・ホーム内でご利用者個人のペットを飼う場合は、ご自分でペットの世話ができ、ペットを飼うことについて他のご利用者の 承諾が得られた場合に限ります。
医療機関の利用	・医療機関の利用は、通常の在宅での生活の場合と同じです。 ・通院付き添いはご家族になります。 ・医療機関の選定は、ご利用者及びご家族の意向を優先します。 ・緊急の受診が必要な場合は、協力医療機関である浴風会病院 へ受診します。この場合は、職員が行います。
ご利用者の健康 状態に関する 情報の共有	・ご利用者、ご家族及びご利用者代理人は、浴風会病院及びホーム長の指定した専門職との情報の共有に努めるものとします。・事業所が必要と判断した場合は、セカンドオピニオンを求めることとします。
その他	 ・職員に対して職務内容を著しく超えた対応を求めること、社会通念上及び公序良俗に反する要望・対応を求めることはご遠慮ください。 ・職員による通常業務の遂行の妨げとなる著しい迷惑行為は、利用契約書第13条第2項④⑤に抵触する可能性があります。介護サービスの円滑な利用継続にご協力下さい。

10 協力医療機関

協力医療機関名				浴風会病院
所	右	Ē	地	東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号
電	話	番	号	03 (3332) 6511
診	療	科	目	内科、神経内科、精神科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、 耳鼻咽喉科、歯科、リハビリテーション科

11 事故対応

「グループホームひまわり」は、ご利用者が安全に、また自由に安心して暮らせることを目指しています。ご利用者自身の主体性や意思を最大限尊重するため、抑制や過度の行動制限は行わず、職員は安全に十分配慮し、専門的なサービスを提供します。施設は専門家の知見をもとに、ご利用者の安全を十分配慮した設備、構造になっています。

しかし、ご利用者は高齢であり、病気の特徴から安全に十分配慮していても転倒・ 転落、誤嚥等のリスクが常にあることをご理解ください。

万が一事故が発生した場合には、事故原因を究明し、ご報告いたします。

12 個人情報の保護及び個人情報の利用

- (1)個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。ご利用者及びご家族から予め同意を得ない限り、ご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しません。
- (2)「浴風会個人情報保護規程」に定められた利用目的に従い、次の目的の達成に 必要な限度で収集し利用します。
 - ①介護サービスの提供に関するもの
 - 介護報酬の請求その他の介護保険関係事務
 - 介護事故等の報告、苦情等の対応
 - ・入居・退去時の管理
 - ・サービス提供上必要な機関への対応(サービス担当者会議等)
 - ②介護サービスの提供に関するもの以外のもの
 - ・第三者評価、実地指導等外部監査の受審
 - ・医療サービスの提供に関するもので、診療、検診、入退院、薬処方、 その他の医療保険関係事務
 - ・実習生・研修生の指導
 - ・法人、施設の管理運営業務(各種統計資料の作成等)

個	人	情	報	ホーム長	四立7	古山	
管	理 青	千	者	かーム女	네크 [마	共也	

13 要望及び苦情対応

ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

	窓口担当者 ホーム長 阿部 真也
ご利用相談	電 話 03-3334-2617
苦情窓口	(月~金 9:00~17:30)
	※担当者不在の場合は、他の職員が対応します。
ひまわり 苦情解決 委 員 会	・上記の窓口を通じ申出を受けた苦情について、内容の事実確認、 対応策を検討しその結果を苦情申出者に報告します。・当該苦情が本委員会で解決できない場合は、浴風会苦情解決 委員会に付託します。
そ の 他 の 要望・苦情 窓 口	杉並区介護保険相談窓口 電話:03-3312-2111 東京国保連合会苦情相談窓口 電話:03-6238-0177

14 人権擁護及び虐待防止

- (1) 高齢者虐待防止に関する法令及びその他の規範を遵守し、ご利用者の人権の 擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。
- (2) 虐待通報に対応する窓口を設置し、通報内容を確認して迅速に対応します。

	窓口担当者 ホーム長 阿部 真也
虐待防止	電 話 03-3334-2617
受付窓口	(月~金 9:00~17:30)
	※担当者不在の場合は、他の職員が対応します。
	・上記の窓口を通じ通報を受けた内容を、速やかに区町村に報告し
虐待防止	ます。
委 員 会	・通報内容の事実確認を行い、改善策を検討して、その結果を通報
	者、杉並区に報告します。
その他の	杉並区介護保険相談窓口 電話:03-3312-2111
1	特 並 区 力 護 保 険 相 談 芯 口
	米水部価性リーに不理音順工化安良式 电話・03-3283-7020

15 賠償責任保険

グループホームひまわりは、次の賠償責任保険に加入しています。

					1	保険契約者	東京都社会福祉協議会
契	約	B	関	係	2	被保険者	浴風会グループホームひまわり
					3	保険者	東京海上日動火災保険(株)
契	% ∕¬	保	吹	Þ	1	事業者損害賠償	賞責任保険
关	約		険	名	2	傷害見舞金補價	賞保険

16 非常災害対策

緊	急時	の対	† 応	浴風会防災規程及び第三南陽園防災規程に基づき行います。
防	災	設	備	緊急時は「直接火災通報装置」が自動的に働き、消防署へ通報するシステムとなっています。
124	<i></i>	150	VIII	スプリンクラー、消火器を整備しています。
防	災	訓	練	月1回、消防防災訓練を実施します。

17 退去について

浴風会グループホームひまわり利用契約書第13条に該当した場合は、契約が 終了し退去になります。

(退去時における居室の原状回復について)

- (1) 退去時における原状回復は、ご利用者およびご利用者代理人の負担とします。 (ただし、壁や床など構造材等、経年的な劣化を除きます)
- (2) 破損個所については、補修のうえ退去していただきます。または、補修費の 支払いをしていただきます。
- (3) 和室の場合、畳や障子は原則として張替えをして退去していただきます。 または、張替え費の支払いをしていただきます。

18 「グループホームひまわり運営推進委員会」

介護保険担当業務執行理事を委員長に、ご利用者、ご家族及びご利用者代理 人、町会長等地域住民代表、地域包括支援センター、外部居宅介護支援事業所、 第三南陽園園長、ホーム職員等で構成する「ひまわり運営推進委員会」を隔月に 開催します。

地域と緊密な連携をとりながら、グループホーム運営上の問題や課題について 検討し解決策を講じることにより、ご利用者がより安全で豊かな生活ができる ようにします。

19 浴風会の概要

仲風云の恢安	
法人の名称	社会福祉法人 浴風会
法人の所在地	東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号
代 表 者 名	理事長 寺 尾 徹
設立年月日	大正14年1月15日
定款に定めて	第一種社会福祉事業 (1)養護老人ホーム 浴 風 園 (2)特別養護老人ホーム 南 陽 園 (3)特別養護老人ホーム 第二南陽園 (4)特別養護老人ホーム 第三南陽園 (5)軽費老人ホーム 浴風会ケアハウス 第二種社会福祉事業 (1)老人居宅介護等事業 浴風会ケアハウス 第二種社会福祉事業 (1)老人居宅介護等事業
定款に定めている主な事業	公益事業 (1)地域包括支援センター 杉並区地域包括支援センターケア24高井戸 (2)居宅介護支援事業 浴風会居宅介護支援事業所 (3)介護人材の育成事業 浴風会ケアスクール

令和6年4月1日現在

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 浴風会

住 所 東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号

社会福祉法人 浴風会理事長 寺尾 徹 公印省略

事業所名 浴風会グループホームひまわり

住 所 東京都杉並区高井戸西1丁目12番1号

グループホームひまわり ホーム長 阿部 真也 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明及び、個人情報保護と個人情報の利用についての説明を受けたことを確認し同意します。

(ご利用者)

住 所

氏 名 印

(ご家族)

住 所

氏 名 印

続 柄

(ご利用者代理人)

住 所

氏 名 印